

審 査 基 準 表
(適正服薬支援のための薬剤情報通知事業委託)

審査項目	審査内容	配点	倍数	総合
内容構成力	事業の趣旨や目的等を十分に踏まえ、業務目的が達成される企画となっているか。	5	1	40
	業務の遂行に必要な関係機関との連携・調整や、本事業の財源として活用予定の国庫補助事業の趣旨に十分配慮された提案となっているか。	5	3	
	抽出条件は効果的な勧奨を考慮した提案となっているか。また、対象者の行動変容を促す工夫がなされているか。	5	3	
	計画的な業務スケジュールとなっているか。	5	1	
独 自 性	提案内容に、独自の取組があるか。	5	4	20
運 営 体 制	事後の問合せ等を含め業務を安定的に実施する上で必要な人材や体制が確保されているか。	5	2	20
	情報セキュリティ対策の重要性を認識し、厳重に管理されているか。	5	2	
経 済 性	提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。	5	1	10
	提案価格に優位性はあるか。 (最少提案価格／提案価格) × 配点。 ※小数点以下四捨五入。	5	1	
実 績	本業務を受託するに相応しい、同程度の業務実績や熟練度があるか。	5	2	10
合 計				100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である300点(満点500点×6割)以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である300点(満点500点×6割)以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案

- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案

【契約結果の公表】

契約結果については、県ホームページ上で公開することとする。